

千葉大学教育学部附属中学校懲戒規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、千葉大学教育学部附属学校規程第42条の規定により読み替えて適用する同規程第46条に基づき、千葉大学教育学部附属中学校（以下「本校」という。）における生徒の懲戒に関し必要な事項を定め、生徒の健全な成長を促すことを目的とする。

(基本原則)

第2条 本校における懲戒は、教育上の必要性及び相当性を有し、生徒の人格の尊重を前提として行うものとする。

2 体罰及びこれに類する身体的又は精神的苦痛を与える行為は、いかなる場合においても行ってはならない。

第2章 懲戒

(懲戒の種類)

第3条 本校において行う懲戒の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 訓告
- 二 別室指導
- 三 退学

2 本校においては、停学の懲戒は行わない。

(訓告)

第4条 訓告とは、生徒の問題行動について、その改善を目的として、口頭又は文書により注意及び指導を行う懲戒をいう。

(別室指導)

第5条 別室指導とは、訓告を行った生徒に対して、必要に応じて授業又は学校活動への参加を一時的に制限し、校内の別室において教職員の指導のもとで反省及び振り返りを行わせる懲戒をいう。

2 別室指導の期間は、必要最小限とし、原則として短期間に限るものとする。

(退学)

第6条 退学は、学校教育法施行規則第26条第2項及び第3項に基づき、次の各号のいずれかに該当する生徒に対して行うことができる。

- 一 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- 二 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- 三 正当な理由がなくて出席常でない者
- 四 本校の秩序を乱し、その他生徒としての本分に反した者

2 前項各号の該当性を判断するにあたり、当該生徒に改善の見込みがなく、これを学外に排除することが教育上やむをえないと認められるか否か慎重に判断するものとし、訓告及び別室指導の処分と比較して特に慎重な配慮を行うものとする。

第3章 懲戒の決定及び手続

(懲戒の決定及び許可)

第7条 懲戒は、校長が決定する。

2 校長は、前項の決定を行うに当たり、あらかじめ教育学部長の許可を得るものとする。

3 懲戒の決定に当たっては、関係教職員の意見を聴くとともに、生徒本人から事情を聴取するものとする。

(保護者への説明)

第8条 懲戒を行う場合には、その理由、内容及び期間について、事前に保護者へ説明を行うものとする。

(記録)

第9条 懲戒に関する経過及び内容については、適切に記録を作成し、保存するものとする。

第4章 不服申立て

(不服申立て)

第10条 生徒又は保護者は、懲戒の内容について不服がある場合には、校長に対し書面により不服申立てを行うことができる。

2 校長は、不服申立てがあった場合には、教育学部長と協議の上、必要に応じて関係教職員から意見を聴取し、懲戒の維持、変更又は取消しを決定する。

3 不服申立てにかかる審査の結果については、理由を付して、生徒及び保護者に通知するものとする。

第5章 安全配慮措置（懲戒以外の措置）

(安全配慮措置)

第11条 本校は、いじめ、暴力行為その他の事案において、生徒の生命、身体又は心理的安全を確保する必要がある場合には、懲戒とは別に、安全配慮を目的とした措置を講ずることができる。

2 前項の措置として、次に掲げるものを行うことができる。

一 別室待機

二 自宅待機

(安全配慮措置の性質)

第12条 前条に基づく措置は、被害生徒との接触を避け、安全を確保することを目的とするものであり、懲戒としての性質を有しない。

2 当該措置を講ずる場合には、その趣旨及び期間を生徒及び保護者に十分説明するものとする。

第6章 雑則

(補則)

第13条 本規程は、その運用状況及び社会的要請を踏まえ、必要に応じて適宜見直すものとする。

第14条 この規程に定めるもののほか、この規程を実施するために必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和8年2月9日から施行する。